

セーフティネット保証5号（□）にかかる特定中小企業者の認定のご案内

1 認定の対象となる方 ※原則として、次のすべてに該当する方

- ・名古屋市内に本店又は事業所を有していること
- ・経済産業大臣が指定した指定業種（※1）に属する事業を営んでいること
- ・売上高等が（1）の場合はa、b及びc、（2）の場合はa、b、c及びdの状況であること

（1）指定業種に属する事業を専業又は兼業している方【単一・兼業者①】

- a. 最近（※3）1か月間の売上原価のうち原油等（※2）の仕入額の割合が20%以上
- b. 最近1か月間の原油等仕入単価が前年同月と比較して20%以上上昇
- c. 最近3か月間の売上高に占める原油等の仕入額の割合が前年同期と比較して増加

（2）指定業種と非指定業種に属する事業を兼業している方【兼業者②】

- a. 企業全体及び指定業種の最近1か月間の売上原価のうち原油等の仕入額が20%以上
- b. 指定業種の最近1か月間の原油等仕入単価が前年同月と比較して20%以上上昇
- c. 企業全体と指定業種それぞれの最近3か月間の売上高に占める原油等の仕入額の割合が前年同期と比較して増加
- d. 最近1か月における企業全体の売上原価に占める指定業種の売上原価の割合が20%以上

※1 指定業種は3か月ごとに更新されますので、最新の状況は中小企業庁ホームページからご確認ください
https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.html

※2 原油等とは原油、揮発油、軽油、灯油、重油、石油ガスを指します（石油化学製品や備車費は除外）

※3 最近とは、原則として申請月の前月を指します

2 認定申請の流れ ※オンライン申請をご希望の方は、電子申請者向けのご案内をご覧ください

- ① 必要書類を持参して、**4 申請・お問合せ先** までご来庁下さい（予約不要）。
 【受付時間】午前9時～11時、午後1時～4時（土日祝日、12月29日から1月3日を除く）
- ② 業種、認定要件、必要書類を確認し、書類一式を提出していただきます。
- ③ 交付日を記入した受取書をお渡ししますので、後日、改めてご来庁いただきます。

3 必要書類

提出書類	備考	
□「認定申請書」※2通必要	・所定の様式を市公式ウェブサイトよりダウンロードしてご記入下さい https://www.city.nagoya.jp/jigyousangyou/1026356/1035079/1026414/1026420.html	
□「売上高等内訳書」		
□「業種確認表」		
□月別に売上高と売上原価が確認できる資料（試算表等） □月別に原油等仕入額及び数量が確認できる資料（仕入帳等）	・月別に売上原価の明細まで確認できることが必要です。 ※兼業者②は、指定業種の各事業の売上高・売上原価と企業全体の売上高・売上原価が確認できる左記書類が必要	
□業種が確認できる資料	・許認可・届出・登録（ある場合は用意）、請求書、会社概要、製品カタログ、諸契約書、ホームページ等からできる限り多種類	
□市内で事業実態が確認できる書類 ※右記で確認できない場合は、許認可証や賃貸借契約書の写し等、 実在確認ができる資料を2種類以上（個人は1種類で可） ご持参下さい	法人	□履歴又は現在事項全部証明書 ・3か月以内に法務局で取得した原本又はコピー
	個人	□直近1期分の確定申告書 ※創業後で1期申告前は開業届 ・表紙、収支計算書や青色申告決算書のコピー
	※個人の方で、住民票現住所と市内事業所の所在地が異なる場合は「認定申請書」の住所記入欄に両方をご記入下さい。	
□創業年月日が確認できる資料	法人	履歴又は現在事項全部証明書等
	個人	開業届、許認可証等
□来庁者の本人確認書類等	・ 運転免許証等の顔写真付き公的書類（全員） 、社員証や名刺等その企業への所属が確認できるもの（従業員が来庁する場合のみ）	

*必要に応じて、上記以外の書類等の提出をお願いすることがあります。

*認定は一切の融資・保証を約束するものではありません。また、認定後に申請内容と異なる事実が判明した場合には、認定が取消しとなる場合があります。

*金融機関担当者による代理申請は委任状が必要です。詳細は「よくある質問と回答」をご確認ください。

4 申請・お問合せ先

名古屋市経済局産業労働部中小企業振興課（中小企業振興センター）

〒464-0856 千種区吹上二丁目6-3 中小企業振興会館6階 TEL：735-2100

（R8.7.1）